

【発注者指定型】週休2日制モデル工事に要する費用の計上について

「完全週休2日制を確保するモデル工事実施要領」に基づき発注するモデル工事（発注者指定型）の積算及び補正方法は、次のとおりとする。

<積算及び補正方法>

○当初設計

4週8休以上の達成を前提とし、各経費にそれぞれの当該補正係数を乗じて積算する。

○精算（設計変更）

対象期間^{※1}中の週休2日^{※2}の取組状況を確認後、精算（設計変更）時において、各経費に対し取組状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

但し、労務費及び機械経費（賃料）については、市場単価は適用しない。

<補正係数>

① 4週8休以上の場合（当初設計時）

【労務費】	1.05	【機械経費（賃料）】	1.04
【共通仮設費率】	1.04	【現場管理費率】	1.06

② 4週7休以上 4週8休未満の場合

【労務費】	1.03	【機械経費（賃料）】	1.03
【共通仮設費率】	1.03	【現場管理費率】	1.04

③ 4週6休以上4週7休未満の場合

【労務費】	1.01	【機械経費（賃料）】	1.01
【共通仮設費率】	1.02	【現場管理費率】	1.03

※1 対象期間とは、現場着手日から工事完成日（後片付け完了）までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間は除く。

※2 週休2日とは、対象期間^{※1}において、週休2日相当工事現場を閉所することをいう。